

県内中小企業の脱炭素化の取組に関する実態調査及び施策検討委託業務 企画提案公募要領

本公募は、令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 目的

この要領は、県内中小企業の脱炭素化の取組に関する実態調査及び施策検討委託業務に関する委託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

県内中小企業の脱炭素化の取組に関する実態調査及び施策検討委託業務（以下「本委託業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 見積金額上限 9,156,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は企画提案のために示した金額であり、契約金額ではない。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

(5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(8) 労働関係法令を遵守していること。

(9) 本実施要領や別紙仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。

- (10) 沖縄県の地球温暖化対策に係る動向や自然的特性及び社会的状況を十分に把握している必要があることから、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置する者（ただし、共同企業体の代表者を除く構成員についてはその限りではない。また、沖縄県内に支店又は営業所を設置する者については、支店又は営業所職員が当課との調整等に常時対応できる状況であること。）かつ過去3年間以内に本県又は県内市町村の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）又は類似計画の策定支援業務受注実績のある者。
- (11) 過去3年以内に地方公共団体から域内企業の脱炭素経営の推進に関する調査業務（施策立案含む）又は支援業務（温室効果ガス排出量の可視化実証等）受注実績のある者。
- (12) 以下のとおりの実施体制を確保できる者。
- ア 同等業務の担当として従事した経験を有し、技術士（環境部門）の資格を有する者を管理技術者として配置すること。
- イ エネルギー管理士の資格を有する者を担当技術者として配置すること。
- なお、アの管理技術者がエネルギー管理士の資格を有する場合はこの限りではない。
- (13) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
- ウ 全ての構成員が応募資格(1)から(9)までの要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体を代表する事業者は応募資格(10)及び(11)の要件を満たすこと。
- オ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

4 応募手続き（スケジュール）

- (1) 質疑応答 令和8年3月9日（月）から3月16日（月）17:00 まで
※応募者説明会は実施しない。
- (2) 企画提案書の提出期限 令和8年3月23日（月）12:00（必着）
- (3) 一次審査（書類審査） 令和8年3月25日（水）までに審査状況を通知
- (4) 二次審査（企画提案プレゼンテーション） 令和8年3月30日（月）（予定）
- (5) 委託業者決定及び通知 令和8年4月1日（水）以降予定

5 質疑応答

質問は、質問書【別紙；質問様式】により、電子メールで受け付ける。

※件名に「県内中小企業の脱炭素化の取組に関する実態調査及び施策検討委託業務に関する質問」と記すこと。

- (1) 電子メール送信後は、電話連絡による受信確認を行うこと。
電子メール：aa021100@pref.okinawa.lg.jp
電話番号：098-866-2064
- (2) 質問事項に対する回答は、沖縄県環境再生課ホームページに掲載する。
- (3) 受付期間：令和8年3月9日（月）から3月16日（月）17:00まで

6 企画提案書等の提出

以下のとおり書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類等

ア 企画提案応募申請書【様式1】

イ 企画提案書【様式2】

ウ 実施計画【様式3】

エ 実施体制【様式4】

オ 会社概要表【様式5】

カ 実績書【様式6】

キ 積算書【様式7】

※ 総額 9,156,000円の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

※ 積算内訳を添付すること。

※ 積算の費目については、以下の内容とする。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費（上記①及び再委託費を除く）
- ③ 直接経費（再委託費）
- ④ 一般管理費（(①+②)の10%以内）
- ⑤ 消費税

ク 誓約書【様式8】※

※ 共同企業体の場合、共同企業体構成書【様式9】及び構成員ごとに会社概要表【様式5】、実績書【様式6】並びに誓約書【様式8】を作成すること。

(2) 提出期限：令和8年3月23日（月）12：00（必着）

(3) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）

沖縄県環境部環境再生課

(4) 提出方法：上記の提出場所に持参により提出すること

(5) 提出部数：原本1部、写し10部(A4片面カラー印刷)

※ 左上1カ所をクリップで留め（ステープル不可）、左側（長辺）にファイル綴り用のパンチ穴（2穴）を開けて提出すること。

※ 全ての書類で押印不要。

(6) 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から照会を行うことがある。

7 企画提案書等の審査

審査委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせ、異議申し立て等には応じない。

(1) 第一次審査（書面審査）

主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数社（3者以

内)を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール又は書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

提案内容や経費等について、プレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、第二次審査の結果については、後日、電子メール又は書面に通知する。

ア 日時（予定）：令和8年3月30日（月）

イ 場所（予定）：沖縄県庁内会議室

ウ プレゼンテーションに関する留意事項

①審査会場への入場者は3名以内とする。

②審査時間は、1社あたり30分（発表20分、質疑応答10分）とする。

③指定された時間を10分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。

④プレゼンテーションに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正、追加資料及びPC等の機器の使用は認めない。

⑤最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

8 審査基準

(1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。

(2) 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的で実現可能性が高く、創意工夫を凝らした優れた提案となっているか。

(3) 無理がなく合理的なスケジュールが提案されているか。

(4) 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。

(5) 予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

9 委託契約

委託業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

また、共同企業体の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付することとする。

なお、協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、契約不適合責任、協議事項等

10 留意事項

(1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。

(3) 事業の実施にあたっては、発注者と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全て

の実施を保証するものではない。

- (4) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (5) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (6) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (7) 委託業務の実施により取得した著作権等については、発注者（又は沖縄県）に帰属する。
- (8) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、プレゼンテーション等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次順位以降の企業に業務委託先を変更する場合がある。

11 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (4) やむを得ない理由（天災、人災等による影響等）が生じた場合、契約内容を見直すことがある。

12 提出先及び問い合わせ先

- ・住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）
- ・部課名：沖縄県環境部環境再生課
- ・担当者：前川
- ・電話：098-866-2064 FAX：098-866-2497
- ・e-mail：aa021100@pref.okinawa.lg.jp
- ・時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15